

令和 3 年

上尾市議会 1 2 月定例会議案

情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 1 0 6 号	上尾市ストーカー行為等の被害者等に係る住民基本台帳の一部の写し等の交付の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 1 0 7 号	上尾市西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業事業者選定委員会条例の制定について……………	3
議案第 1 0 8 号	上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
議案第 1 0 9 号	上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議案第 1 1 0 号	上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 5
議案第 1 1 1 号	上尾市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 7
議案第 1 1 2 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 8
議案第 1 1 3 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 9
議案第 1 1 4 号	埼玉県市町村総合事務組合規約の変更について……………	2 0
議案第 1 1 5 号	市道路線の認定について……………	2 1
議案第 1 1 6 号	市道路線の廃止について……………	2 2
議案第 1 1 7 号	市道路線の認定について……………	2 3
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて……………	2 4

議案第106号

上尾市ストーカー行為等の被害者等に係る住民基本台帳の一部の写し等の交付の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市ストーカー行為等の被害者等に係る住民基本台帳の一部の写し等の交付の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月27日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市ストーカー行為等の被害者等に係る住民基本台帳の一部の写し等の交付の制限に関する条例の一部を改正する条例

上尾市ストーカー行為等の被害者等に係る住民基本台帳の一部の写し等の交付の制限に関する条例（平成18年上尾市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第8項」を「第7項」に改め、「（消除された住民票を含む。）」及び「（消除された住民票に記録された事項に関する証明書を含む。）」を削り、「並びに」の次に「法第15条の4第1項、第3項若しくは第4項の規定又は同条第5項において読み替えて準用する法第12条の3第7項の規定による除票の写し及び除票記載事項証明書の交付の請求及び申出並びに」を加え、「又は第4項」を「若しくは第4項の規定又は同条第5項において読み替えて準用する法第12条の3第7項」に改め、「（消除された戸籍の附票を含む。）」を削り、「写しの交付の請求及び申出」の次に「並びに法第21条の3第1項、第3項若しくは第4項の規定又は同条第5項において読み替えて準用する法第12条の3第7項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付の請求及び申出」を加え、同項第1号中「第7条第1項」を「第6条」に改め、「つきまとい等」の次に「又は同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の場合において、法第15条の4第1項の規定による除票の写し及び除票記載事項証明書の交付の請求についての第1項の規定による拒否は、同条第5項前段において準用する法第12条第6項の規定によるものとする。

第2条に次の1項を加える。

- 5 第1項の場合において、法第21条の3第1項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付の請求についての第1項の規定による拒否は、同条第5項前段において準用する法第12条第6項の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正に伴い、住民基本台帳の一部の写し等の交付の制限を求めることができる者の範囲を拡大するほか、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第107号

上尾市西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業事業者選定委員会条例の制定について

上尾市西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業事業者選定委員会条例を次のように定める。

令和3年12月27日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に準じて実施する上尾市西貝塚環境センターの基幹的設備改良・整備運営事業に係る事業者(以下単に「事業者」という。)の選定を公正かつ適正に行うため、上尾市西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 事業者の審査基準の作成に関すること。
- (2) 事業者から提出された提案書等の審査及び事業者の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条各号に掲げる所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、第2条各号に掲げる所掌事務に関し成果を得たときその他必要があると認めるとき、又は市長の要求があったときは、その成果又は委員会における活動の状況を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、環境経済部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正)

- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第38号を次のように改める。

- (38) 西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業事業者選定委員会委員

別表第1の38の項を次のように改める。

38	西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業事業者選定委員会 委員長	日額 16,000円
	委員	日額 15,000円

(この条例の失効)

- 3 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

上尾市西貝塚環境センターの基幹的設備改良・整備運営事業に係る事業者の選定を公正かつ適正に行うため、附属機関として上尾市西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業事業者選定委員会を設置したいので、この案を提出する。

議案第108号

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月27日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例（昭和30年上尾市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「2万7,000円」を「2万8,000円」に改める。

第5条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の1.9」を「100分の2.0」に改める。

第5条の2中「1万円」を「1万1,000円」に改める。

第6条中「100分の1.5」を「100分の2.1」に改める。

第7条中「1万2,000円」を「1万5,000円」に改める。

第11条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第19条第1号中「第703条の5に規定する総所得金額及び」を「第703条の5第1項に規定する総所得金額及び」に、「給与所得を有する者（前年中に法第703条の5）」を「給与所得を有する者（前年中に同項）」に、「係る所得を有する者（前年中に法第703条の5）」を「係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項）」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「1万8,900円」を「1万9,600円」に改め、同号イ中「7,000円」を「7,700円」に改め、同号ウ中「8,400円」を「1万500円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「1万3,500円」を「1万4,000円」に改め、同号イ中「5,000円」を「5,500円」に改め、同号ウ中「6,000円」を「7,500円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「5,400円」を「5,600円」に改め、同号イ中「2,000円」を

「2, 200円」に改め、同号ウ中「2, 400円」を「3, 000円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である国民健康保険の被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に

掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4, 200円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7, 000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万1, 200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万4, 000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1, 650円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2, 750円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4, 400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 500円

第19条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

附則第2項中「第19条」を「第19条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

附則第12項中「及び第19条」を「及び第19条第1項」に、「第19条各号」を「第19条第1項各号」に改める。

附則第 13 項中「第 19 条」を「第 19 条第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の見出し及び第 4 条の見出しの改正規定、第 5 条の改正規定（「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る部分に限る。）、第 19 条第 1 号アの改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）、同条第 2 号アの改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）並びに同条第 3 号アの改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の上尾市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険税の税率の見直しとともに、子育て世帯の経済的負担軽減のため未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置を行いたいのので、この案を提出する。

議案第109号

上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月27日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例（平成21年上尾市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表1の項事務の種類のカラム「第3項」を「第5項」に改め、同項手数料の金額のカラム第1号を次のように改める。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合
- ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）
- (ア) 新築の場合 8,000円
- (イ) 増築又は改築の場合 1万3,000円
- イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）が500平方メートル以内のもの
- a 新築の場合 1万7,000円
- b 増築又は改築の場合 2万5,000円
- (イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

- a 新築の場合 2万8,000円
- b 増築又は改築の場合 4万2,000円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの
 - a 新築の場合 5万2,000円
 - b 増築又は改築の場合 7万8,000円
- (エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
 - a 新築の場合 7万8,000円
 - b 増築又は改築の場合 11万8,000円
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの
 - a 新築の場合 11万5,000円
 - b 増築又は改築の場合 17万3,000円
- (カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの
 - a 新築の場合 19万9,000円
 - b 増築又は改築の場合 30万円
- (キ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの
 - a 新築の場合 25万7,000円
 - b 増築又は改築の場合 38万6,000円
- (ク) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの
 - a 新築の場合 30万円
 - b 増築又は改築の場合 45万1,000円

別表1の項手数料の金額の欄第2号を削り、同欄第3号中「又は(2)」を削り、同号イ中「を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同欄第3号を同欄第2号とし、同表2の項事務の種類欄中「第3項」を「第5項」に改め、同項手数料の金額の欄中「、(2)ア又は(3)ア」を「又は(2)ア」に、「、(2)イ(ア)から(ク)まで又は(3)イ(ア)から(ク)」を「又は(2)イ(ア)から(ク)」に改め、「（共同住宅等

については、その金額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」を削り、同表3の項手数料の金額の欄第1号を次のように改める。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合
- ア 一戸建ての住宅
- (ア) 新築の場合 4,000円
- (イ) 増築又は改築の場合 6,500円
- イ 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (ア) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）が500平方メートル以内のもの
- a 新築の場合 8,500円
- b 増築又は改築の場合 1万2,500円
- (イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
- a 新築の場合 1万4,000円
- b 増築又は改築の場合 2万1,000円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの
- a 新築の場合 2万6,000円
- b 増築又は改築の場合 3万9,000円
- (エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
- a 新築の場合 3万9,000円
- b 増築又は改築の場合 5万9,000円
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの
- a 新築の場合 5万7,500円
- b 増築又は改築の場合 8万6,500円

- (カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの
 - a 新築の場合 9万9,500円
 - b 増築又は改築の場合 15万円
- (キ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え、3万平方メートル以内のもの
 - a 新築の場合 12万8,500円
 - b 増築又は改築の場合 19万3,000円
- (ク) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの
 - a 新築の場合 15万円
 - b 増築又は改築の場合 22万5,500円

別表3の項手数料の金額の欄第2号を削り、同欄第3号中「又は(2)」を削り、同号イ中「を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同欄第3号を同欄第2号とし、同表4の項手数料の金額の欄中「、(2)ア又は(3)ア」を「又は(2)ア」に、「、(2)イ(ア)から(ク)まで又は(3)イ(ア)から(ク)」を「又は(2)イ(ア)から(ク)」に改め、「（共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」を削り、同表5の項事務の種類欄中「第9条第1項」の次に「及び第3項」を加え、同項手数料の名称欄中「場合」の次に「又は管理者等が選任された場合」を加え、同表6の項事務の種類欄中「第10条」を「第11条第1項」に、「同条」を「同項」に、「認定計画実施者」を「認定計画実施者」に改め、同表に次のように加える。

<p>7 法第18条第1項の規定に基づく認定長期優良住宅建築等計画（法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下この項において同じ。）に基づく建築に係る住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料</p>	<p>16万円</p>
--	---	-------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例（以下「新条例」という。）別表1の項から4の項までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この項において「機関」という。）が作成した住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）第1条の規定による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画が同法第6条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類（施行日前に機関に対し当該基準に適合していることの審査を求めたものに限る。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（施行日前に機関に対し交付の申請をしたものに限る。）の写しが提出された場合における新条例別表1の項から4の項までに掲げる審査に係る手数料については、この条例による改正前の上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例別表1の項から4の項までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同表1の項事務の種類のカラム「第3項」とあるのは「第5項」と、同項手数料の金額のカラム第1号中「第6条第1項各号」とあるのは「第6条第1項各号（第4号を除く。3の項において同じ。）」と、同号イ中「定める額を、申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この項から4の項までにおいて「申請住戸数」という。）で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とあるのは「定める額」と、同カラム第2号イ及び第3号イ中「定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端

数があるときは、これを切り捨てる。）」とあるのは「定める額」と、同表 2 の項事務の種類のカラム「第 3 項」とあるのは「第 5 項」と、同項手数料の金額のカラム「金額（共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とあるのは「金額」と、同表 3 の項手数料の金額のカラム第 1 号イ、第 2 号イ及び第 3 号イ中「定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とあるのは「定める額」と、同表 4 の項手数料の金額のカラム「金額（共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とあるのは「金額」とする。

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、同法に基づく事務に係る手数料を見直すほか、容積率緩和の特例の許可の申請に係る手数料を追加したいので、この案を提出する。

議案第 1 1 0 号

上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 2 7 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例

上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成 1 4 年上尾市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

(3) 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂等のたい積であって、規則の定めるところにより、市長に届け出たもの

(4) 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち無秩序な土砂等のたい積となるおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂等のたい積

第 6 条第 1 項に次の 2 号を加える。

(6) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂等のたい積

(7) 前各号に掲げるもののほか、無秩序な土砂等のたい積のおそれがないものとして規則で定める土砂等のたい積

第 6 条第 2 項中第 1 1 号を第 1 3 号とし、第 1 0 号を第 1 2 号とし、第 9 号を第 1 0 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(11) 前号に掲げるもののほか、災害、事故等の発生を防止するためにとる措置

第 6 条第 2 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 最大たい積時における土地の形状

第 9 条第 1 項中「第 9 号」を「第 1 1 号」に改める。

第 1 7 条第 2 項中「第 6 条第 1 項」の次に「又は第 9 条第 1 項の規定」を

加え、「又は唆した者」を「若しくは唆し、又は当該土砂等のたい積を行った者が当該違反行為をすることを助けた者」に改める。

第 2 2 条第 1 号中「第 6 条第 1 項」の次に「又は第 9 条第 1 項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

本市における土砂等のたい積の現状を踏まえ、土砂等のたい積の許可に係る手続を見直したいので、この案を提出する。

議案第 1 1 1 号

上尾市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 2 7 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

上尾市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成 15 年上尾市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条及び第 7 条中「第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の」を「第 2 9 条の 9 各号に掲げる」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第 6 条及び第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後に申請される都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項又は第 4 3 条第 1 項の規定による許可について適用し、同日前に申請されたこれらの規定による許可については、なお従前の例による。

提案理由

都市計画法施行令の一部改正に伴い、浸水ハザードエリア等について、市街化調整区域における住宅等の開発許可の厳格化を行いたいので、この案を提出する。

議案第 1 1 2 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 2 7 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

上尾市健康プラザわくわくランド

2 指定管理者となる団体

シンコースポーツ・協栄共同事業体

代表団体 東京都中央区日本橋堀留町二丁目 1 番 1 号

シンコースポーツ株式会社

代表取締役 石 崎 健 太

構成団体 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 1 3 番 9 号

株式会社協栄

代表取締役 山 田 賢 治

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

上尾市健康プラザわくわくランドの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議案第 1 1 3 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 2 7 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

戸崎公園

2 指定管理者となる団体

上尾ウェルネススポーツパーク J V

代表団体 東京都中央区日本橋堀留町二丁目 1 番 1 号

シンコースポーツ株式会社

代表取締役 石 崎 健 太

構成団体 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 1 3 番 9 号

株式会社協栄

代表取締役 山 田 賢 治

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

戸崎公園の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議案第 1 1 4 号

埼玉県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 2 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

埼玉県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合同規約（平成 1 8 年指令市第 7 4 5 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 第 4 条第 1 号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「埼玉県都市競艇組合」を「埼玉県都市ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、この案を提出する。

議案第 1 1 5 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 2 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
5 1 1 4 6 号線	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 8 番地先	上尾市大字原市字八番 耕地 1 4 2 5 番地先	

提案理由

主要地方道さいたま菖蒲線の延伸工事に伴い、新設路線の引継ぎを受け
るため、当該新設路線を市道路線として認定したいので、道路法第 8 条第
2 項の規定により、この案を提出する。

議案第 1 1 6 号

市道路線の廃止について

下記のとおり路線を廃止することについて、議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 2 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線廃止調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
4 0 3 2 9 号 線	上尾市大字堤崎字前谷 4 1 番地先	上尾市大字中新井字前 5 3 3 番地先	
4 0 3 3 0 号 線	上尾市大字堤崎字前谷 3 9 番地先	上尾市大字中新井字前 5 3 9 番地先	

提案理由

上尾都市計画事業上尾道路沿道中新井・堤崎土地区画整理事業の完了に伴い、路線の再編成を行うため、市道路線を廃止したいので、道路法第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

議案第 1 1 7 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 2 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線認定調書

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
4 0 5 5 3 号 線	上尾市大字堤崎字前谷 4 8 4 番地先	上尾市大字中新井字前 5 7 1 番地先	

提案理由

上尾都市計画事業上尾道路沿道中新井・堤崎土地区画整理事業の完了に伴い、路線の再編成を行うため、新設路線を市道路線として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

諮問第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求
める。

令和 3 年 1 2 月 2 7 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

堀 越 洋 子

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員前島百合子氏の任期は、令和 4 年 3 月 3 1 日で満了となる
が、後任の人権擁護委員の候補者として堀越洋子氏を推薦したいので、人
権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

